

第 **146** 回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

平成30年6月28日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

場所

ホテル イースト21東京
1階「イースト21ホール」
東京都江東区東陽六丁目3番3号

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬等
の額および内容決定の件

目 次

招集ご通知	P.1
事業報告	P.3
連結計算書類	P.27
計算書類	P.30
監査報告書	P.33
株主総会参考書類	P.37

日清オイリオグループ株式会社

証券コード：2602

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目23番1号
日清オイリオグループ株式会社
代表取締役社長 久野 貴久

第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時

場 所

東京都江東区東陽六丁目3番3号 ホテル イースト21東京 1階「イースト21ホール」

目的事項

報告事項

1. 第146期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第146期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

議決権行使のご案内

◆株主総会へご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、この「招集ご通知」をお持ちくださいようお願い申し上げます。

日 時：平成30年6月28日（木曜日）午前10時



◆書面による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限：平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分到着分まで



◆電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（50頁）をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

・パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

・スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後に行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

行使期限：平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分入力分まで



以上

- 本招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載しております「連結注記表」および「個別注記表」とで構成されています。
- 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.nisshin-oillio.com>)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、堅調な設備投資や、海外経済の回復を背景とした輸出の好調などにより回復基調が続きましたが、実質所得の伸び悩みなどに伴い個人消費は依然として力強さを欠く状況が続きました。また、海外経済についても、米国などの政策運営による影響が懸念されるなど、先行きについては不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社グループでは、平成29年度から中期経営計画「Oillio Value Up 2020」をスタートさせ、事業構造改革を継承しつつ、より成長路線に軸足を移すことを基本方針とし、具体的な経営目標の実現に取り組んでおります。

当連結会計年度の業績としましては、売上高は前期比104.0%の3,379億98百万円となりましたが、利益面では、営業利益が91億2百万円と前期比88.9%、経常利益が同89.8%の92億76百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が同91.5%の69億30百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「油脂・油糧および加工食品事業」「加工油脂事業」「ファインケミカル事業」の3事業にセグメントの区分を変更しております。

油脂・油糧および加工食品事業

油脂・油糧および加工食品事業につきましては、売上高は前期比102.8%の2,227億42百万円となりましたが、営業利益は前期比66.1%の31億86百万円となりました。

原料・油糧の状況および油脂・加工食品の販売状況は以下のとおりです。

〔原料調達環境〕

原料の調達面では大豆価格は前期並みとなりましたが、菜種価格については前期に対して上昇し、厳しい環境となりました。

＜主要原料相場＞

大豆相場は、南米産大豆の豊作見通しなどを受けて下落する局面もありましたが、米国産大豆の乾燥懸念や堅調な輸出需要、パーム油相場の上昇、米国のバイオディーゼル需要増加期待などを背景に底堅く推移したことから、前期並みの水準となりました。一方、菜種相場については、産地の天候要因によって作柄状況が影響を受ける中、堅調な需要などを背景に総じて高値圏で推移したことから、前期比で価格が大幅に上昇しました。

＜為替相場＞

ドル円相場は、日銀による金融緩和が継続する状況の中、米国の堅調な経済動向を踏まえた金融政策正常化の動きなどを受け、前期比で円安ドル高となりました。

〔ミール販売〕

ミールの販売は大豆粕、菜種粕ともに適正価格を維持した拡販に努め、販売数量および売上高が前期を上回りました。

＜大豆粕＞

シカゴ大豆粕相場は産地の作柄状況を受けて上値の重い状況が続くとともに、配合飼料向け需要が配合率

低下により減少する中、適正な価格を維持しながら販売数量を拡大しました。

<菜種粕>

大豆粕価格の動向に加え、競合する配合飼料原料価格の下落影響などを受けて厳しい販売環境となりましたが、適正な価格を維持しながら販売数量を拡大しました。

[油脂・加工食品の販売]

油脂・加工食品の販売は、付加価値品の拡販や新規取引の開拓などにより売上高は前期を上回りましたが、利益面では前期を下回りました。

<油脂等>

ホームユースにつきましては、油脂においてアマニ油やごま油などの付加価値品の販売が好調に推移するとともに、「日清ヘルシーオフ」をはじめとした機能性の高い油脂を拡販する取り組みを行いました。贈答用詰合せセットにつきましては、ギフト市場全体が縮小する厳しい環境の中、オリーブオイル系のギフト商品などの販売が堅調に推移しました。

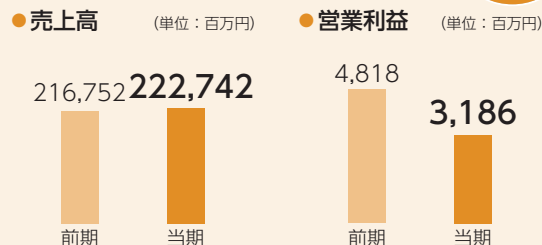
業務用につきましては、中食・外食向けを中心に、機能性油脂を含めた新規取引の開拓に取り組みました。販売価格面では、原材料コストの上昇を受けた適正価格での販売に努めたものの想定した水準には届かず、厳しい収益環境となりました。

加工用につきましては、食用油における既存取引先との取引領域拡大や、新規取引の拡大に取り組むとともに、原材料コストに見合う適正価格での販売に努めました。また、大豆たん白についても、既存取引先への販売が堅調に推移するとともに、独自技術を用いた新商品の販売が好調に推移しました。

<加工食品>

ドレッシングにおいて主力商品のリニューアルにより販売が増加するとともに、マヨネーズ類や、子会社のもぎ豆腐店株式会社における豆腐類の販売も堅調に推移しました。また、ウェルネス食品については、特保食品で販売が減少したものの、MCT（中鎖脂肪酸）関連商品の拡販に努め、前期並みの販売を維持しました。

油脂・油糧および加工食品事業



加工油脂事業

加工油脂事業につきましては、売上高は前期比106.3%の932億33百万円となり、営業利益は前期比109.3%の45億89百万円となりました。

国内および海外の状況は以下のとおりです。

[国内加工油脂]

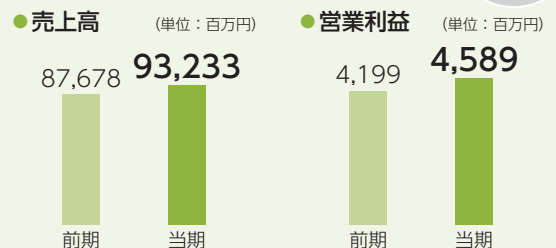
国内加工油脂は、マーガリンやショートニングの販売で前期を下回ったものの、大東カカオ株式会社におけるチョコレート製品の販売において、ハイカカオ製品などが好調に推移しました。また、日本国内向けの販売を中心としているT.&C. Manufacturing Co., Pte. Ltd.における製菓原料等（調製品）の販売も好調に推移し、国内加工油脂全体では売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

[海外加工油脂]

海外加工油脂は、海外子会社のIntercontinental Specialty Fats Sdn. Bhd.におけるパーム加工品の販売において、主要原料であるパーム油相場価格が高値で推移したことに伴うコストの上昇により、厳しい環境となりました。そうした中、欧州向けを中心とした付加価値品の販売が堅調に推移するとともに、パーム核油製品の販売増加などもあり、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。



加工油脂事業



ファインケミカル事業

ファインケミカル事業につきましては、売上高は前期比107.1%の180億76百万円となり、営業利益は前期比108.4%の13億88百万円となりました。

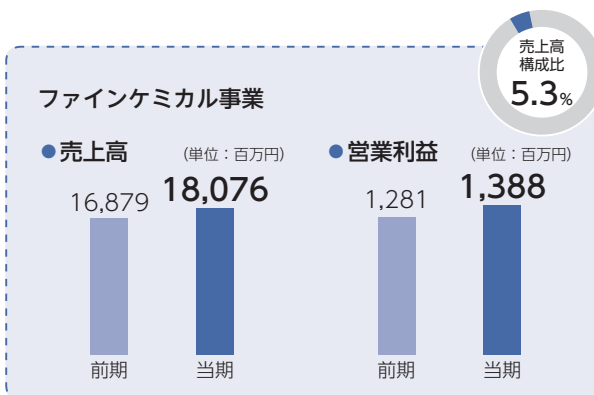
化粧品原料および食品・化学品その他の販売状況は以下のとおりです。

[化粧品原料]

化粧品原料は、韓国、欧州向けの輸出販売が前期を下回りましたが、国内における主要取引先への販売が好調に推移しました。また、Industrial Quimica Lasem,S.A.U.との連携を中心として、グローバルに生産体制の効率化を推進するとともに、中国の販売子会社である日清奥利友（上海）国際貿易有限公司における中国国内向け販売も好調に推移し、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

[食品・化学品その他]

食品・化学品その他は、化学品の販売が前期を上回るとともに、MC Tについても高価格品の販売が好調に推移し、売上高は前期を上回りましたが、コスト面での影響から、営業利益は前期並みの水準となりました。



その他

情報システムをはじめその他の事業の売上高は、前期比109.6%の39億45百万円となりましたが、営業利益は前期比88.8%の4億52百万円となりました。

売上高明細

区 分 事 業	29.4.1～30.3.31（当期）		28.4.1～29.3.31（前期）		前期比（%）
	金 額（百万円）	構成比（%）	金 額（百万円）	構成比（%）	
油脂・油糧および加工食品事業	222,742	65.9	216,752	66.7	102.8
加 工 油 脂 事 業	93,233	27.6	87,678	27.0	106.3
ファインケミカル事業	18,076	5.3	16,879	5.2	107.1
そ の 他	3,945	1.2	3,599	1.1	109.6
計	337,998	100.0	324,909	100.0	104.0

(2) 設備投資等の状況

当期中における設備投資額は、103億51百万円であります。当期中に完成した設備のうち主なものは、当社および子会社における生産能力増強設備であります。

なお、設備投資は、一部銀行借入により資金調達しております。

(3) 資金調達の状況

当期末現在、当社と国内子会社10社においてキャッシュマネジメントシステムを構築しており、当該システムを利用し効率的な資金配分を行っております。

当社は効率的な資金調達を行うため、当社取引銀行6行との間でシンジケーション方式により総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

社債につきましては、平成29年12月に第11回無担保社債50億円、第12回無担保社債50億円、第13回無担保社債50億円による新たな調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境については、世界の旺盛な食糧需要による穀物相場の高止まり、日本国内の少子高齢化の進展、デフレからの脱却がなかなか進まない等、厳しい状況が継続しているといえます。

こうした環境下で、当社グループでは、「成長市場への積極的な事業展開」、「これまでに構築したグローバルな基盤と当社独自の技術力を活用した海外事業の更なる拡大」、「少子高齢化の進行等により市場が変化する国内油脂事業での事業構造改革」、「効率化の追求による製油競争力の維持、確保」といった課題があります。

これらの課題を踏まえ、平成29年度からの4年間ににおける当社グループの中期経営計画「OilliO Value Up 2020」を策定し、平成30年度はその2年目にあたり中間地点を迎えます。「OilliO Value Up 2020」においては、これまでの事業構造改革を継承しつつ、今後は、より成長路線へ軸足を移すことを基本方針とし、最終年度に営業利益130億円以上、ROE 7%以上、EPS 8%（年平均成長率）、および営業キャッシュフローの4年間累計額500億円の実現を目指しております。

「OilliO Value Up 2020」における成長戦略として、第一に「健康とエネルギーを生むチカラ」で社会に貢献するヘルスサイエンス事業をグローバルに拡大して

まいります。ヘルスサイエンス事業とは、当社がこれまでに培ってきたMCTを基軸とする独自の油脂技術と油脂をおいしく食べやすく加工する技術に立脚した、あらゆる事業部門が新たな価値を生み出す、当社グループの事業シナジーの核となる事業として「OilliO Value Up 2020」で定義しております。

次に、加工油脂事業においては、東南アジア展開を中心とした海外プラットフォームの拡大と拠点間連携の深化、ファインケミカル事業においては、東アジアにおける事業の深耕と欧州・米州における新市場開拓等、グローバル化の加速に向けた投資拡大と拠点間連携の強化を目指し、M&Aやアライアンスなど外部リソースの活用についても積極的に検討して進めてまいります。

また、油脂・油糧および加工食品事業においても、業務用、加工用領域では、グループの総力を結集し、ニーズ協働発掘型の営業を推進し、提案力向上による新規顧客獲得等、販売の深耕および拡大をしてまいります。ホームユース領域では、トップポジションを追求し続け、高収益商品へのシフトを進めるとともに、油脂の新しい使い方や、簡便においしく油脂を摂ることができる加工食品を提案することで、新たな市場を創造し、ブランド力を一層強化してまいります。

さらに、マーケティングの強化と技術開発センター

の機能を活かした商品開発により、スピード感のある商品展開およびM C Tをキー素材とする高付加価値商品の戦略的ブランディングを進めてまいります。

以上の成長戦略とともに、基盤強化策として、生産基盤の強化および油脂販売基盤の強化を目的とした事業構造改革を継続し、加えて、「環境経営および透明性のある経営の実践」、「健康経営への積極的な取り組み」、「働き方改革による生産性の向上」など、E S G（環境・社会・ガバナンス）を重視した経営を進めてまいります。

当社は「法的な責任を果たすこと」はもちろんのこと、安全で安心できる商品やサービスの安定的な提供、環境への取り組み、社会貢献、適切な情報開示など、「あらゆるステークホルダーからの期待に応えること」がC S R（企業の社会的責任）であると考えております。C S Rに対する主体的な取り組みにより、あらゆるステークホルダーからの信頼・共感の維持・向上を図り、企業の持続的発展、企業価値の向上を目指してまいります。

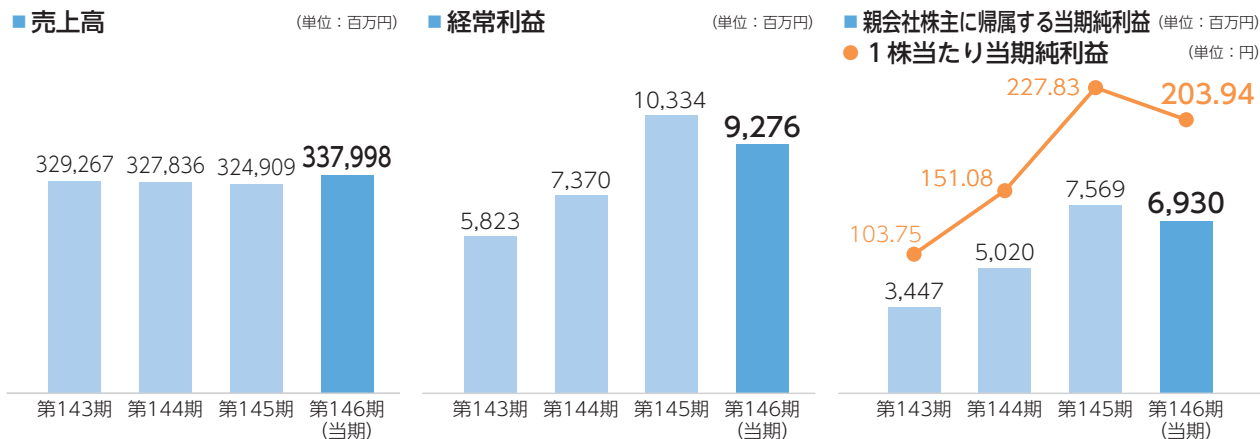
今後とも、株主の皆様には一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

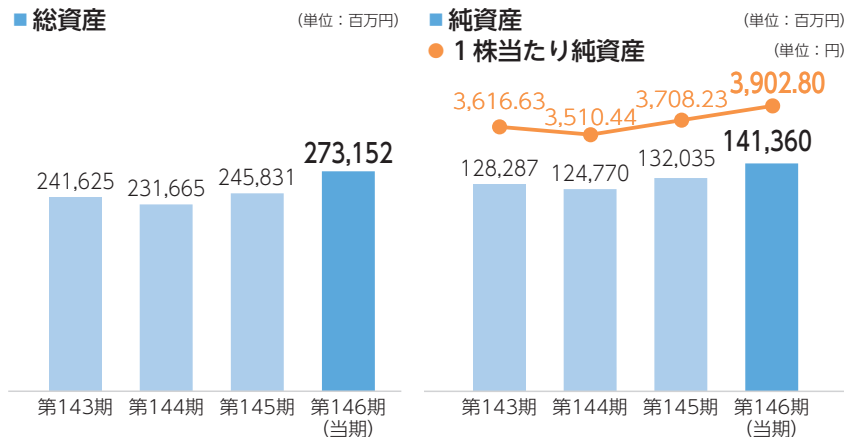
(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	平成26年度 第143期	平成27年度 第144期	平成28年度 第145期	平成29年度 第146期（当期）
売上高（百万円）	329,267	327,836	324,909	337,998
経常利益（百万円）	5,823	7,370	10,334	9,276
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,447	5,020	7,569	6,930
1株当たり当期純利益（円）	103.75	151.08	227.83	203.94
総資産（百万円）	241,625	231,665	245,831	273,152
純資産（百万円）	128,287	124,770	132,035	141,360
1株当たり純資産（円）	3,616.63	3,510.44	3,708.23	3,902.80

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 平成29年10月1日をもって普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。当該株式併合が平成26年度の期首に実施されたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
 3. 第143期は、中糧日清（大連）有限公司（旧 大連日清製油有限公司）が連結子会社から持分法適用関連会社に変更となったこと等により売上高は前期を下回りました。一方、利益面においては海外の加工油脂事業における高付加価値商品の拡販等により前期を上回りました。
 4. 第144期は、売上高は前期並みとなりましたが、利益面では加工油脂事業を中心に積極的なコストダウンや付加価値商品の拡販に注力したことから前期を上回りました。
 5. 第145期は、売上高については前期を下回りましたが、利益面においてはコストに見合った適正価格での販売価格の維持・形成、生産・物流最適化およびコスト構造改革を進めたことにより前期を上回りました。なお、第145期において会計方針の変更に伴う遡及修正が行われたため、第144期は遡及修正後の数値を記載しております。
 6. 当期は前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。





② 当社の財産および損益の状況

区 分		平成26年度 第143期	平成27年度 第144期	平成28年度 第145期	平成29年度 第146期 (当期)
売上高	(百万円)	199,029	205,628	197,799	203,570
経常利益	(百万円)	2,921	3,425	5,581	4,097
当期純利益	(百万円)	2,350	2,228	4,224	3,705
1株当たり当期純利益	(円)	70.71	67.05	127.08	108.92
総資産	(百万円)	181,495	180,441	191,399	215,978
純資産	(百万円)	99,753	98,836	102,529	107,513
1株当たり純資産	(円)	3,000.71	2,973.21	3,084.45	3,147.19

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 平成29年10月1日をもって普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。当該株式併合が平成26年度の期首に実施されたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
3. 第143期は、売上高は販売価格の低下等により前期を下回り、積極的にコスト削減を進めるものの経常利益においても前期を下回りました。一方、当期純利益は保有株式や土地の売却による特別利益の計上もあり前期を上回りました。
4. 第144期は、売上高は販売数量の増加や販売価格の上昇により前期を上回るとともに、経常利益はコスト削減効果もあり前期を上回りました。一方、当期純利益においては特別損失に製品自主回収関連損失を計上したこともあり前期を下回りました。
5. 第145期は、売上高は販売数量が伸びたものの販売価格の低下等により前期を下回りました。一方、利益面では主要原材料価格の低下による採算の改善などによって前期を上回りました。
6. 当期につきましては、売上高は販売数量の増加等により前期を上回りました。一方、利益面では原料代等コスト上昇に対して、適正価格での販売、コスト削減に取り組みましたが、経常利益、当期純利益はそれぞれ前期を下回りました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況 (平成30年3月31日現在)

① 子会社

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
攝津製油株式会社	1,299百万円	100.0%	油脂・化成品の製造および販売
日清商事株式会社	99百万円	48.7%	食料品、飼料等の販売
日清物流株式会社	100百万円	100.0%	港湾荷役、運輸、倉庫業および各種包装
大東力カオ株式会社	1,586百万円	61.2%	チョコレート原料、製菓・製パン原料、加工食料品の製造および販売
日清奥利友(中国)投資有限公司	50,537千米ドル	100.0%	中国における事業投資管理
Intercontinental Specialty Fats Sdn. Bhd.	85,860 ^{千マレーシアリンギット}	100.0%	加工油脂事業

② 関連会社

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ピエトロ	1,042百万円	18.4%	食品事業およびレストラン事業
和弘食品株式会社	1,413百万円	19.5%	調味料、天然エキス等の製造および販売
幸商事株式会社	100百万円	32.1%	動植物油脂、合成洗剤、化成品、食品材料の販売
中糧日清(大連)有限公司	77,540千米ドル	49.0%	植物性油脂・油粕の製造および販売

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事 業	内 容
油脂・油糧および加工食品事業	ホームユース（食用油、ドレッシング）、業務用食用油、加工用油脂、油粕、食品大豆、ウェルネス食品（高齢者・介護食品、治療関連食品）、大豆たん白、豆腐類
加工油脂事業	パーム加工品、チョコレート用油脂、マーガリン、ショートニング、チョコレート関連製品
ファインケミカル事業	化粧品・トイレタリー原料、化学品、MCT、レシチン、トコフェロール、洗剤、殺菌洗浄剤、界面活性剤
その他	情報システム、販売促進、スポーツ施設経営、損害保険代理、不動産賃貸

(8) 主要な営業所および工場 (平成30年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都中央区	中国支店	広島市中区
北海道支店	札幌市中央区	九州支店	福岡市中央区
東北支店	仙台市青葉区	中央研究所	横浜市磯子区
関東信越支店	群馬県高崎市	横浜磯子事業場	横浜市磯子区
東京支店	東京都中央区	名古屋工場	名古屋市港区
中部支店	名古屋市中区	堺事業場	堺市西区
大阪支店	大阪市北区	水島工場	岡山県倉敷市

(注) 平成30年4月1日付で堺事業場は堺工場に名称を変更いたしました。

② 主要な子会社の営業所および工場

会 社 名	区 分	所 在 地
攝津製油株式会社	本社・工場	堺市西区
日清商事株式会社	本社	東京都中央区
日清物流株式会社	本社	横浜市磯子区
大東力カオ株式会社	本社	東京都目黒区
	工場	神奈川県足柄上郡中井町
日清奥利友(中国)投資有限公司	本社	中華人民共和国上海市
Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd.	本社・工場	マレーシア セランゴール州

(9) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
2,769名	増 38名

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	862名	増 1名	42歳 7カ月	19年 1カ月
女性	233名	増 1名	41歳 6カ月	17年11カ月
計	1,095名	増 2名	42歳 4カ月	18年10カ月

(注) 従業員数は就業員数であります。

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	期末借入金残高(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	22,526
農林中央金庫	5,000
株式会社三井住友銀行	2,786
株式会社みずほ銀行	1,643
MALAYAN BANKING BHD.	2,899

- (注) 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行など6行との間で、総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日から株式会社三菱UFJ銀行に行名変更しております。

2 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 77,670,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,161,628株 (自己株式506,229株を除く。)
- (3) 当期末株主数 33,119名 (前期末比4,385名増)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
丸紅株式会社	5,200	15.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,358	3.98
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,004	2.94
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	956	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	927	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	918	2.69
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	812	2.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	774	2.27
三井住友信託銀行株式会社	485	1.42
GOVERNMENT OF NORWAY	483	1.42

- (注) 1. 当社は、自己株式506千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日から株式会社三菱UFJ銀行に行名変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月1日付で、普通株式5株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成30年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
いま むら たか お 今 村 隆 郎	代表取締役会長	一般社団法人日本植物油協会会長
く の たか ひさ 久 野 貴 久	代表取締役社長 社長執行役員	Intercontinental Specialty Fats Sdn. Bhd. Chairman 一般社団法人日本植物蛋白食品協会会長
いし がみ たかし 石 神 高	代表取締役 専務執行役員 経営執行補佐 ヘルスサイエンス事業推進室、海外事業担当	株式会社ピエトロ社外取締役 日清奥利友（中国）投資有限公司董事長
ふじ い たかし 藤 井 隆	取締役 専務執行役員 財務部、コーポレートコミュニケーション 部、品質保証部、事業企画推進室担当	
お がみ ひで とし 尾 上 秀 俊	取締役 常務執行役員 原料部、油糧営業部、情報企画部、油脂油 糧事業推進担当	株式会社NSP代表取締役
よし だ のぶ あき 吉 田 伸 章	取締役 常務執行役員 食品事業本部長 兼 支店、大阪事業場担当	
こ ばやし あらた 小 林 新	取締役 常務執行役員 人事・総務部長 兼 経営企画室、秘書室、 ビジネスサポートセンター、健康経営推進 担当	
なる さわ たかし 鳴 沢 隆	社外取締役	株式会社リコー社外監査役 平田機工株式会社社外取締役
しら い さゆり 白 井 さゆり	社外取締役	慶應義塾大学総合政策学部教授

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
かやの ま しょう じ 栢之間 昌 治	監査役（常勤）	
おお た ら たけし 太田良 猛	監査役（常勤）	
あら や けん いち 新 谷 謙 一	社外監査役	弁護士 クリナップ株式会社社外監査役
まち だ え み 町 田 恵 美	社外監査役	公認会計士

- (注) 1. 鳴沢隆氏は株式会社リコーの社外監査役を兼職し、当期中、当社は同社からリースにより物件を賃借している等の取引が連結子会社も含めてございますが、当該取引額は、同社の連結売上高の0.1%未満であります。
また、平田機工株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間には、当期中、連結子会社も含め、取引はありません。
2. 白井さゆり氏における重要な兼職先と当社（連結子会社を含む）との間には、特記すべき事項はありません。
3. 新谷謙一氏における重要な兼職先と当社との間には、当期中、連結子会社も含め、取引はありません。
4. 町田恵美氏における重要な兼職先と当社との間には、当期中、連結子会社も含め、取引はありません。
5. 鳴沢隆、白井さゆり、新谷謙一、町田恵美の各氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務づけている独立役員であります。
6. 太田良猛氏は、長年、当社において財務・経理業務等に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 町田恵美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社の平成30年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。
- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 社長執行役員 | 久 野 貴 久 | 執 行 役 員 | 山 内 勝 昭 |
| 専務執行役員 | 石 神 高 | 執 行 役 員 | 三 枝 理 人 |
| 専務執行役員 | 藤 井 隆 | 執 行 役 員 | 呉 堅 |
| 常務執行役員 | 尾 上 秀 俊 | 執 行 役 員 | 梨 木 宏 |
| 常務執行役員 | 吉 田 伸 章 | 執 行 役 員 | 平 澤 壽 人 |
| 常務執行役員 | 小 林 新 | | |
| 常務執行役員 | 高 柳 利 明 | | |
| 常務執行役員 | 岡 雅 彦 | | |
| 常務執行役員 | 河原崎 靖 | | |
9. 平成30年4月1日付で、斉藤孝博、寺口太二の両氏が、執行役員に就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	9人 (2人)	297百万円 (21百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	57百万円 (14百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
 2. 平成18年6月28日開催の第134回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額6億円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分の給与を除く）、監査役の報酬額を年額6,000万円以内と改定するご承認をいただいております。

(3) 社外役員の状況

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	鳴 沢 隆	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、会社経営における見識と豊かな経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	白 井 さ ゆ り	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、金融政策および経済学の専門家としての知識や経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	新 谷 謙 一	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、また監査役会21回の全てに出席し、弁護士としての専門性に基づき、適宜発言を行っております。
	町 田 恵 美	当事業年度開催の取締役会11回の全てに、また監査役会21回の全てに出席し、公認会計士としての専門性に基づき、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

鳴沢隆、白井さゆり、新谷謙一、町田恵美の各氏は、当社定款第27条または第34条の規定に基づき、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、各氏ともに、金5百万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
当社	56	9
連結子会社	14	9
計	70	19

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 海外子会社のうち、日清奥利友（中国）投資有限公司の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人が加盟するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedの現地事務所が行っております。また、Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd.についてはKPMGの現地事務所が同社の計算関係書類の監査を行っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠となる監査時間、会計監査の職務遂行状況について必要な検討を実施し、報酬等の額について検証を行った結果、会社から提示された金額は妥当であると判断し同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に伴うコンフォートレター作成等であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の評価に関する基準に基づき、会計監査人の適切性を評価し、適切でないと認められる場合には、会計監査人の不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社における業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行および執行役員・使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、社外取締役複数名を含む構成とする。
- ② 執行役員制を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限とを明確に区分する。
- ③ 内部監査部門を置き、執行役員の業務執行状況を監査する。
- ④ 監査役は、執行役員の業務執行状況および取締役会による執行役員の業務執行監督状況ならびに内部監査部門が行う監査状況を監査する。
- ⑤ CSR（企業の社会的責任）活動を推進するCSR委員会を設置し、ステークホルダーから信頼される企業グループとしての基本方針の立案、統括管理およびガバナンス体制の構築を行う。
- ⑥ 取締役会の諮問機関である企業倫理委員会を設置し、グループ全体の企業倫理に対する取組みの統括管理を行い、必要に応じ顧問弁護士等との連携を図る。
- ⑦ 取締役が遵守すべきコンプライアンスの基本、違反に対する懲罰等を取締役倫理規程に定める。
- ⑧ 経営理念およびコアプロミスに基づく「日清オリオグループ行動規範」を制定し、グループ全体への浸透を図る。
- ⑨ 当社グループの取締役・執行役員・使用人は、反社会的な勢力に対して屈することなく毅然とした態度で臨む。
- ⑩ 企業倫理ホットラインを設置し、子会社も対象として通報を受け付け、提供された通報については企業倫理委員会で審議し、再発防止を図る。
- ⑪ 事業年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき法務部門がグループ全体へ

のコンプライアンス浸透のための施策を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスクマネジメントは、取締役会の諮問機関であるリスクマネジメント委員会が主管する。同委員会ではリスクの棚卸をしてリスクマップを作成し、重要なリスクに対する担当部門等を特定する。
- ② 当社グループは、重要なリスクに対するPDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Act）によるリスクマネジメントを実施する。
- ③ リスクマネジメント委員会は、リスクが顕在化した場合の緊急体制を整備し、危機対応を図る。
- ④ 設備投資、M&Aおよび事業再編などの重要な投融资案件については、子会社に関する案件も含め、投融资規程に基づき取締役会の諮問機関である投融资委員会に諮り、審議する。
- ⑤ 当社グループは、経理規程、与信管理規程、情報セキュリティ管理規程等の諸規程の今日的な見直しを恒常的に行い、必要に応じ改定または新たな規程の整備を行う。
- ⑥ 内部監査部門は、業務における諸規程の遵守状況を監査する。
- ⑦ 係争または係争に発展するリスクの高い事象が発生した場合、部門長および子会社の代表者は経営企画部門等の管理部門、主管部門等に対して、速やかに報告を行う責任を負う。

(3) 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制を採用し、取締役が重要案件について議論を活性化し、迅速かつ機動的な意思決定を可能とする体制とする。
- ② 執行役員会は執行役員会運営規程に従い、取締役会から委譲された権限範囲内の重要案件に係る意

思決定、および業務執行状況の報告ならびに確認を行う。

- ③ 社長の意思決定支援機関として経営会議等を設置する。
- ④ 取締役会および執行役員会は、取締役の職務執行および執行役員の業務執行の効率性を高めるために、各種諮問機関等を設置する。
- ⑤ 各事業年度のグループ経営計画において、各部門および各子会社ごとに目標および予算配分等を定める。
- ⑥ 各部門および各子会社を担当する執行役員は、当社グループの経営計画を構成する各部門および各子会社の目標を達成する責任を負う。
- ⑦ 経営企画部門および財務部門は、当社グループの経営計画および損益計画の進捗管理のための管理システムを構築し、適時改善を図る。
- ⑧ 当社グループは、取締役会規程などの社内規程に基づく意思決定および職務権限のルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会の構成員が相互に職務執行状況の確認ができる体制を確保するという視点から、取締役会規程・同運用基準、文書管理規程等の見直しおよび整備を行う。
- ② 電磁的方法を積極的に利用し、社外取締役および社外監査役による情報の収集における利便性の向上を図る。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 信頼性のある財務報告を重視し、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、内部統制の整備、運用、評価、改善を継続的に行う。

(6) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社が子会社に対し行う管理、指導、育成の基本

事項は、関係会社管理規程に定める。同規程に定めるところに従い、当社は、子会社に対して営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告をさせるものとする。子会社において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、または法令違反等のコンプライアンス関連事態が発生した場合には、子会社の取締役、監査役および使用人は、当該子会社を担当する執行役員に速やかに報告を行う。

- ② 当社は、子会社全体の管理を行う担当部門を置き、企業集団としての戦略と子会社運営の適正性を総合的に評価する。
- ③ 当社の執行役員の中から子会社ごとに担当役員を任命し、経営の責任体制を明確にする。担当役員は子会社の適正な業務遂行を指導する。
- ④ 子会社の非常勤取締役を親会社から選任する。非常勤取締役は、子会社の独立企業としての発展と連結経営における企業価値の最大化を共に実現すべく、業務執行状況を監督する。
- ⑤ 当社の内部監査部門は定期的子会社の内部監査を実施する。
- ⑥ 国内の子会社については親会社から非常勤監査役を選任し、当該子会社が監査範囲の限定が可能な場合においても、業務監査権限を付与する。
- ⑦ 海外子会社の会計監査を原則として当社会計監査人が所属する監査法人グループの現地監査人に委嘱することとし、具体的な取扱いガイドラインに定める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務の補助は、内部監査部門との緊密な連携をもって対応することを基本方針とし、内部監査部門の充実に必要な措置を適宜講ずる。
- ② 前号にかかわらず、なお当該使用人が必要となる場合にはこれを配置し、人事異動、人事考課等に

について取締役および執行役員からの独立性の確保に配慮する。

- ③ 監査役の職務の補助を兼任で行う者は、監査役から指揮命令を受けた場合、特段の理由がない限りはこれを優先させなければならない。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、経営上の重要な会議へ出席し、また重要な意思決定に係る文書を閲覧することができる。
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、または法令違反等のコンプライアンス関連事態が発生した場合には、取締役、執行役員および使用人は監査役に対し報告をすることとする。
- ③ 子会社において前号の事態が発生した場合、当該子会社を担当する執行役員は監査役に対し速やかに報告を行う。
- ④ 子会社の取締役および使用人においても、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ⑤ 企業倫理ホットラインの担当部門は、通報の内容につき、監査役に対し報告を行う。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員および使用人に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、会社法に規定される費用の前払い等の請求をした場合には、当

該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用について、毎年、監査計画に応じた予算を設ける。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 経営企画部門等の管理部門が監査役監査に協力すること、取締役、執行役員および重要な使用人は監査役からの質疑等に対し速やかに回答することを規定する。
- ② 取締役社長は、監査役および会計監査人それぞれと定期的に意見交換会を開催する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制については、以下の内容をはじめ、上記の決定内容に沿った運用を行っております。

(1) 取締役の職務の執行および執行役員・使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ CSR委員会において、CSRの取組みの基本方針に対する施策の立案、実施状況の確認、コーポレートレポートの内容検討等を行っております。
- ・ 当社では、企業倫理月間と定めた毎年10月に、当社グループの国内従業員等を対象に「コンプライアンス・チャレンジ」(クイズ形式：選択肢から回答)を実施することなどにより、行動規範のグループ内への浸透およびコンプライアンス推進を図っております。
- ・ 企業倫理ホットラインについては、社内窓口および社外窓口を設け、匿名での情報提供を可能として運用しております。
- ・ 当社法務部門は、当社グループの法令遵守状況の確認を行うとともに、法務教育を実施しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスクマネジメント委員会を通じ、当社および主要子会社の「経営における重要なリスク」について、当事業年度の取組みにおける評価を実施いたしました。
- ・ BCP（事業継続計画）を規定し、主要拠点において発動を想定した訓練を実施しております。

(3) 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 2017年度から2020年度までの4年間を対象として、これまでの事業構造改革を継承しつつ、より成長路線に軸足を移すことを基本方針とした中期経営計画「OilliO Value Up 2020」を策定し、推進しております。
- ・ 経営計画進捗管理会議を毎月開催し、当社グループの中期経営計画の達成に向け、その取組み状況を確認しております。
- ・ 当社における働き方改革として、生産性向上を目指すワークスタイルの変革を推進しております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 取締役会、執行役員会および取締役会の諮問委員会などの議事録を法令および社内規程等に基づき保存しており、取締役会の構成員がこれらを閲覧できる体制をとっております。
- ・ 社外取締役および社外監査役に対しても、社内取締役および執行役員と同様の社内イントラネットを提供しており、情報共有する体制を運用しております。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・ 取締役会の諮問機関である内部統制委員会の運営を通して内部統制システムの強化・改善を継続的に実施しております。また、内部統制システムの運用評価を内部監査室が実施しております。

(6) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 関係会社管理規程に定めるところにより、各子会社から営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、四半期ごとに執行役員会に報告をしております。
- ・ 内部監査室は、年度計画に基づき子会社の監査を実施し、業務の適正が確保されていることを確認しております。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ・ 常勤監査役が執行役員会へ出席するとともに、経営会議にオブザーバー出席することなどにより、内部統制に関する状況の把握を可能にしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、取締役社長、会計監査人および内部監査室それぞれと四半期ごとに意見交換会を実施しており、監査の実効性を高めております。

6 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、あらゆるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を持続的に確保し、向上させる者でなければならぬと考えております。

上場会社である以上、当社株式の大規模買付行為に対し、売却を行うか否かの判断や会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、最終的には個々の株主の皆様へ委ねられるべきものであります。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなど、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれのあるものも想定されます。

よって、このような当社グループの企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると当社は考えます。

2. 具体的取組みの内容の概要

(1) 企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社は、当社の企業価値の源泉が、食品からファインケミカルまでの幅広い事業を通じて得た広範な知識と豊富な経験、蓄積された高い技術力、株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーからの信頼とご支援など、明治40年の創立以来100年以上の永きに亘って培ってきた経営資源に存すると考えております。

この経営資源に基づき、当社グループは中長期的な視野に立ち、企業収益及び企業の社会的価値の向上を目指し、総合的に企業価値を高め、株主の皆様への期待にお応えできるよう努めてまいります。

① 2017年度～2020年度 中期経営計画 「OilliO Value Up 2020」

当社グループは2017年度から2020年度までの4カ年の中期経営計画「OilliO Value Up 2020」を策定し、企業収益拡大に向けた中長期の戦略、施策を実行してまいります。

<経営ビジョン>

- 日清オイリオグループは、110年に亘って培ってきた卓越した油脂に関する技術をもって、お客さまのニーズや課題を解決することで新たな価値を生み出し、市場を創造する。
- 日清オイリオグループは、豊かな食卓の提案、人々の健康への貢献を通じて、企業価値の最大化を目指す。

経営ビジョンにおける3つのキーワード

・ Globalization

事業の源泉である植物資源を探索し、卓越した技術でその価値を最大限引き出した商品、世界中のお客さまにお届けし続けることで、グローバルブランドを目指す。

現在保有している国内、海外拠点を新たな視点で再構築する。更に積極的に経営資源を投入し、グローバルな推進体制を確立する。

・ Technology

油脂事業での経験に基づく技術を、研究、開発と生産が融合することで、更に深化させ、お客さまのニーズに合う商品を提案していく。

油脂の基礎研究に加え、その応用研究を強化する。特に油脂をおいしく、食べやすく加工した食品の開発に資源投下し、技術的な競争優位性を発揮する。

・ Marketing

消費者の生活習慣の変化に基づく心理、行動様式、動機についての理解を深めることで、

お客さまにとって、あったらいいなと思う商品・サービスをお届けする。

お客さまの視点に立ち、用途開発・商品開発・生産・物流・プロモーション・販売を一体的に展開する。

<基本方針>

事業構造改革を継承しつつ、より成長路線に軸足を移す。そのために、新たなヘルスサイエンス事業を含む5つの成長戦略と2つの基盤強化策を実行する。

◇成長戦略

- ・「健康とエネルギーを生むチカラ」で社会に貢献するヘルスサイエンス事業をグローバルに拡大
- ・グローバル化の加速に向けた投資拡大と拠点間の連携強化
- ・業務用、加工用領域でのグループの総力を結集した戦略の展開
- ・ホームユース領域におけるオイリオブランドの一層の強化と新たな市場の創造
- ・マーケティング強化による新たな付加価値の追求

◇基盤強化策

- ・製油構造変革・生産基盤強化
- ・ESG（環境・社会・ガバナンス）を重視した経営の実践

◇財務戦略

- ・ROEを重視した資本効率性と格付向上を考慮した財務健全性の最適バランスを勘案した企業価値向上の追求
- ・利益成長の成果を株主に適切に還元するための配当性向目標（30％程度）の設定、また、総還元性向と資本効率性向上を意識し、必要に応じた機動的な自社株取得の実施

<経営目標（2020年度）>

- ・営業利益：130億円以上
- ・ROE：7％以上
- ・EPS成長率：8％（年平均）
- ・営業キャッシュフロー：500億円（累計）

② コーポレートガバナンスの強化

当社は、社会の皆様から一層の期待と信頼をいただくために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

取締役会は、取締役9名（うち独立社外取締役2名）で構成し、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を審議し、決定しております。また、取締役会は、当社の経営に関して豊富な経験を持つ取締役と経営に関する深い知識を持ち独立性の高い社外取締役により構成され、経営及び業務執行についての監督責任を負っております。

当社は、環境変化に即応した迅速な意思決定を実践するため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会から業務執行権限を委譲され、経営計画や取締役会の方針に則り、取締役の監督のもとで業務執行に携わっております。

監査役会は、監査役4名（うち独立社外監査役2名）で構成しており、監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画及び業務分担に基づき、取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査等を通して、取締役の職務執行、執行役員の業務執行を監査しております。

こうした経営体制のもとで、内部統制システムの整備、リスクマネジメント委員会やコーポレートガバナンス協議会の設置及び企業倫理ホットラインの設置等の具体的な施策を推進しております。

(2) 不適切な者によって支配されることを防止する取り組み

当社は、当社株式の大規模買付行為の是非を株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な情報及び当社取締役会の意見等の情報、並びに検討のための時間を確保するよう努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

3. 具体的取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係わる理由

前記の具体的取組みの内容は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるものであり、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないことから、いずれも前記の基本方針に沿うものと判断しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	273,152
流動資産	154,724
現金及び預金	18,514
受取手形及び売掛金	68,059
有価証券	4,600
たな卸資産	54,824
繰延税金資産	1,636
短期貸付金	0
その他	7,108
貸倒引当金	△ 20
固定資産	118,301
有形固定資産	82,299
建物及び構築物(純額)	28,742
機械装置及び運搬具(純額)	20,954
土地	27,872
リース資産(純額)	617
建設仮勘定	4,112
無形固定資産	1,566
その他	1,566
投資その他の資産	34,435
投資有価証券	27,517
長期貸付金	29
退職給付に係る資産	2,590
繰延税金資産	490
その他	3,834
貸倒引当金	△ 27
繰延資産	126
社債発行費	126
資産合計	273,152

科 目	金 額
(負債の部)	131,791
流動負債	78,977
支払手形及び買掛金	36,226
短期借入金	20,845
リース債務	257
未払金	13,627
未払費用	4,636
未払法人税等	922
役員賞与引当金	58
その他	2,403
固定負債	52,814
社債	25,000
長期借入金	15,775
リース債務	438
繰延税金負債	8,297
役員退職慰労引当金	449
退職給付に係る負債	1,835
その他	1,018
(純資産の部)	141,360
株主資本	125,580
資本金	16,332
資本剰余金	22,683
利益剰余金	87,598
自己株式	△ 1,033
その他の包括利益累計額	7,650
その他有価証券評価差額金	8,408
繰延ヘッジ損益	△ 517
為替換算調整勘定	604
退職給付に係る調整累計額	△ 843
非支配株主持分	8,129
負債純資産合計	273,152

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		337,998
売上原価		285,084
売上総利益		52,913
販売費及び一般管理費		43,811
営業利益		9,102
営業外収益		
受取利息	113	
受取配当金	386	
持分法による投資利益	758	
その他	262	1,520
営業外費用		
支払利息	540	
たな卸資産処分損	112	
為替差損	398	
その他	296	1,346
経常利益		9,276
特別利益		
投資有価証券売却益	1,034	1,034
特別損失		
固定資産除却損	178	
投資有価証券評価損	3	
会員権評価損	3	185
税金等調整前当期純利益		10,125
法人税、住民税及び事業税	2,434	
法人税等調整額	300	2,735
当期純利益		7,390
非支配株主に帰属する当期純利益		460
親会社株主に帰属する当期純利益		6,930

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,332	22,374	82,524	△ 2,802	118,428
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,855		△ 1,855
親会社株主に帰属する当期純利益			6,930		6,930
自己株式の取得				△ 12	△ 12
自己株式の処分		21		48	70
株式交換による変動額		279		1,733	2,012
連結子会社株式の取得による持分の増減		7			7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	308	5,074	1,768	7,151
当期末残高	16,332	22,683	87,598	△ 1,033	125,580

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,149	32	△ 787	△ 1,617	4,776	8,830	132,035
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 1,855
親会社株主に帰属する当期純利益							6,930
自己株式の取得							△ 12
自己株式の処分							70
株式交換による変動額							2,012
連結子会社株式の取得による持分の増減							7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,259	△ 549	1,392	773	2,874	△ 701	2,173
連結会計年度中の変動額合計	1,259	△ 549	1,392	773	2,874	△ 701	9,324
当期末残高	8,408	△ 517	604	△ 843	7,650	8,129	141,360

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	215,978
流動資産	108,958
現金及び預金	8,692
受取手形	74
売掛金	51,184
有価証券	4,600
製品	15,396
原材料	20,516
貯蔵品	245
繰延税金資産	1,182
短期貸付金	2,993
その他	4,077
貸倒引当金	△ 5
固定資産	106,893
有形固定資産	50,701
建物	14,177
構築物	3,173
機械及び装置	11,971
車両運搬具	15
工具、器具及び備品	726
土地	17,925
リース資産	406
建設仮勘定	2,304
無形固定資産	1,265
ソフトウェア	1,187
その他	77
投資その他の資産	54,926
投資有価証券	17,709
関係会社株式	27,375
関係会社出資金	2,925
長期貸付金	1,915
その他	5,000
繰延資産	126
社債発行費	126
資産合計	215,978

科 目	金 額
(負債の部)	108,464
流動負債	62,910
買掛金	26,596
短期借入金	9,743
1年内返済予定の長期借入金	10,000
リース債務	131
未払金	12,513
未払費用	2,820
未払法人税等	290
役員賞与引当金	39
預り金	135
その他	639
固定負債	45,554
社債	25,000
長期借入金	15,000
リース債務	307
繰延税金負債	4,590
その他	656
(純資産の部)	107,513
株主資本	100,895
資本金	16,332
資本剰余金	25,865
資本準備金	24,742
その他資本剰余金	1,123
利益剰余金	59,692
利益準備金	3,611
その他利益剰余金	56,081
圧縮積立金	551
別途積立金	45,100
繰越利益剰余金	10,429
自己株式	△ 994
評価・換算差額等	6,617
その他有価証券評価差額金	7,061
繰延ヘッジ損益	△ 443
負債純資産合計	215,978

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		203,570
売上原価		165,969
売上総利益		37,601
販売費及び一般管理費		34,355
営業利益		3,245
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	1,100	
その他	149	1,287
営業外費用		
支払利息	114	
社債利息	73	
為替差損	25	
たな卸資産処分損	99	
その他	121	435
経常利益		4,097
特別利益		
投資有価証券売却益	1,033	1,033
特別損失		
固定資産除却損	163	
投資有価証券評価損	2	
会員権評価損	3	169
税引前当期純利益		4,961
法人税、住民税及び事業税	961	
法人税等調整額	294	1,255
当期純利益		3,705

株主資本等変動計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	16,332	24,742	6	24,748	3,611	551	45,100	8,580	57,842	△ 2,780	96,143
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△ 1,855	△ 1,855		△ 1,855
当期純利益								3,705	3,705		3,705
自己株式の取得										△ 12	△ 12
自己株式の処分			0	0						0	0
株式交換による変動額			1,116	1,116						1,797	2,914
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	－	－	1,117	1,117	－	－	－	1,849	1,849	1,785	4,752
当期末残高	16,332	24,742	1,123	25,865	3,611	551	45,100	10,429	59,692	△ 994	100,895

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	6,372	14	6,386	102,529
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 1,855
当期純利益				3,705
自己株式の取得				△ 12
自己株式の処分				0
株式交換による変動額				2,914
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	689	△ 458	231	231
事業年度中の変動額合計	689	△ 458	231	4,983
当期末残高	7,061	△ 443	6,617	107,513

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

日清オイリオグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 塚 弦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 泰 広 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日清オイリオグループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日清オイリオグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

日清オイリオグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 塚 弦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 口 泰 広 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日清オイリオグループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

日清オイリオグループ株式会社 監査役会

常勤監査役	栢之間 昌 治	㊟
常勤監査役	太田良 猛	㊟
社外監査役	新 谷 謙 一	㊟
社外監査役	町 田 恵 美	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しております。配当につきましては、安定的な配当の継続を基本としつつ、中期経営計画「OilliO Value Up 2020」で掲げている配当性向目標（30%程度）、連結業績を考慮したうえで実施していく方針であります。また、内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用するとともに、必要な利益還元に備えるなど長期的視野で株主の皆様のご期待に応えたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、これらを総合的に勘案し、次のとおり 1 株につき30円とさせていただきたいと存じます。なお、当社は平成29年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。当期の中間配当金につきましては1株につき6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合前に換算いたしますと、中間配当金6円と期末配当金6円を合わせた1株あたり12円（2円の増配）、株式併合後に換算いたしますと中間配当金30円と期末配当金30円を合わせた1株あたり60円（10円の増配）に相当いたします。

1	配当財産の種類	金銭	
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式 総額	1株につき金30円 1,024,848,840円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月29日	

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

再任



いまむら たか お
今村 隆郎

生年月日

昭和24年1月8日生

所有する当社の株式の数

11,400株

● 略歴、地位、担当

昭和46年4月 当社入社
平成9年6月 当社取締役
平成14年4月 当社常務取締役
平成16年7月 当社専務取締役
平成20年6月 当社代表取締役 専務取締役
平成23年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
平成29年6月 当社代表取締役会長（現在に至る）

● 当社との特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

長年の間、幅広く当社経営に携わり、平成23年6月から代表取締役社長として6年、平成29年6月から代表取締役会長として経営を担っております。この間に、当社グループの事業を拡大した実績をはじめ、経営に関する豊富な知見と経験が、引き続き当社経営に必要であると判断したことから候補者といたしました。

候補者
番号

2

再任



くの たかひさ
久野 貴久

生年月日

昭和36年10月29日生

所有する当社の株式の数

3,800株

● 略歴、地位、担当

昭和60年4月 当社入社
平成20年6月 当社執行役員
平成26年4月 当社常務執行役員
平成26年6月 当社取締役 常務執行役員
平成29年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd. Chairman
一般社団法人日本植物蛋白食品協会会長

● 当社との特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

平成29年6月から代表取締役社長として経営を担っております。これまでに海外を含めて加工油脂事業を拡大した実績をはじめ、経営に関する豊富な知見と経験が、引き続き当社経営に必要であると判断したことから候補者といたしました。

候補者
番号

3

再任



いしがみ たかし
石神 高

生年月日
昭和31年10月7日生
所有する当社の株式の数
3,600株

● 略歴、地位、担当

昭和54年4月 丸紅(株)入社
平成19年4月 同社食料部門長代行
平成22年4月 丸紅フィリピン会社社長兼丸紅アセアン会社副社長
平成26年4月 当社専務執行役員
平成26年6月 当社代表取締役 専務執行役員
平成29年6月 当社代表取締役 専務執行役員
経営執行補佐
ヘルスサイエンス事業推進室、海外事業担当（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

(株)ピエトロ社外取締役
日清奥利友（中国）投資有限公司董事長

● 当社との特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

総合商社でのグローバルビジネスのマネジメントにおける実績をはじめ、経営に関する豊富な知見と経験が、引き続き当社経営に必要であると判断したことから候補者となりました。

候補者
番号

4

再任



おがみ ひでとし
尾上 秀俊

生年月日
昭和36年2月1日生
所有する当社の株式の数
3,500株

● 略歴、地位、担当

昭和58年4月 当社入社
平成16年7月 当社執行役員
平成17年6月 当社取締役
平成23年6月 当社常務執行役員
平成25年6月 当社取締役 常務執行役員
平成29年10月 当社取締役 常務執行役員
原料部、油糧営業部、情報企画部、油脂油糧事業推進担当（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

(株)NSP代表取締役

● 当社との特別の利害関係

後記欄外（注）1. ご参照

取締役候補者とした理由

原料購買、油糧事業における責任者としての実績をはじめ、経営に関する豊富な知見と経験が、引き続き当社経営に必要であると判断したことから候補者となりました。

候補者
番号

5

再任

よしだ のぶあき
吉田 伸章

生年月日

昭和31年12月9日生

所有する当社の株式の数

1,900株

● 略歴、地位、担当

昭和54年4月 当社入社
平成18年6月 当社執行役員
平成25年6月 当社常務執行役員
平成26年6月 当社取締役 常務執行役員
平成30年4月 当社取締役 常務執行役員
食品事業本部長 兼 支店担当（現在に至る）

● 当社との特別の利害関係
なし

取締役候補者とした理由

食品事業の責任者としての実績をはじめ、経営に関する豊富な知見と経験が、引き続き当社経営に必要であると判断したことから候補者いたしました。

候補者
番号

6

再任

こばやし あらた
小林 新

生年月日

昭和36年5月26日生

所有する当社の株式の数

4,000株

● 略歴、地位、担当

昭和60年4月 当社入社
平成21年5月 当社執行役員
平成26年4月 当社常務執行役員
平成28年6月 当社取締役 常務執行役員
平成30年4月 当社取締役 常務執行役員
経営企画室、人事・総務部、秘書室、
ビジネスサポートセンター、健康経営推進担当（現在に至る）

● 当社との特別の利害関係
なし

取締役候補者とした理由

人事・総務部門責任者としての当社の人事政策全般に関する実績をはじめ、経営に関する豊富な知見と経験が、引き続き当社経営に必要であると判断したことから候補者いたしました。

候補者
番号

7

新任



かわさき やすし
河原崎 靖

生年月日

昭和33年8月31日生

所有する当社の株式の数

2,470株

● 略歴、地位、担当

昭和59年4月 当社入社
平成17年10月 当社堺事業場長
平成20年3月 当社横浜磯子工場長 兼 プロダクションセンター長
平成23年6月 当社執行役員横浜磯子工場長
平成29年4月 当社常務執行役員生産・物流統括部長、生産技術部長、堺事業場長 兼 横浜磯子事業場、横浜磯子工場、名古屋工場、水島工場、安全・防災担当
平成30年4月 当社常務執行役員生産・物流統括部長 兼 生産技術部、横浜磯子事業場、横浜磯子工場、名古屋工場、堺工場、水島工場、安全・防災担当（現在に至る）

● 当社との特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

長年、生産部門の責任者としてリーダーシップを発揮するなど、当社の生産業務全般に関する豊富な知見と経験が当社経営に必要であると判断したことから候補者となりました。

候補者
番号

8

再任

社外

独立



なるさわ たかし
鳴沢 隆

生年月日

昭和24年12月8日生

所有する当社の株式の数

0株

● 略歴、地位、担当

平成6年6月 (株)野村総合研究所取締役
平成12年6月 同社常務取締役
平成14年4月 同社代表取締役 専務執行役員
平成19年4月 同社代表取締役 副社長
平成20年4月 同社代表取締役 副会長
平成23年6月 当社社外取締役（現在に至る）
平成24年7月 スターツコーポレーション(株)専務執行役員
平成28年6月 (株)リコー社外監査役（現在に至る）
平成28年6月 平田機工(株)社外取締役（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

(株)リコー社外監査役
平田機工(株)社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

社外取締役候補者とした理由

他社における経営者およびコンサルティング業務の幅広い経験を当社の経営に活かしていただきたいことから候補者となりました。

候補者
番号

9

再任

社外

独立

しらい
白井さゆり

生年月日

昭和38年1月2日生

所有する当社の株式の数

0株

● 略歴、地位、担当

- 平成18年4月 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 平成23年4月 日本銀行政策委員会審議委員
- 平成28年4月 慶應義塾大学総合政策学部特別招聘教授
- 平成28年4月 アジア開発銀行研究所客員研究員（現在に至る）
- 平成28年6月 当社社外取締役（現在に至る）
- 平成28年9月 慶應義塾大学総合政策学部教授（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

慶應義塾大学総合政策学部教授

● 当社との特別の利害関係

なし

社外取締役候補者としての理由

長年の研究活動および日本銀行政策委員会審議委員としての活動を通じて培われた金融政策および経済学の専門家としての知識や経験を当社の経営に活かしていただきたいことから候補者といたしました。なお、これらの知識と経験により、当社の慣行にとらわれない企業社会全体を踏まえた客観的かつ中立的な判断を下すことにより、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものであると考えます。

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

取締役候補者尾上秀俊氏は、株式会社NSPの代表取締役を兼職し、当社は同社との間でソフトウェアの開発、運用、保守の委託等の取引関係があり、また、キャッシュマネジメントシステムにより、当社は同社から金銭の借入を行っております。なお、同氏は平成30年6月に同社の取締役を退任する予定です。

- 鳴沢隆、白井さゆりの両氏は、社外取締役候補者であります。鳴沢隆氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年であります。白井さゆり氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
- 当社は、鳴沢隆、白井さゆりの両氏との間で、当社定款第27条の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。本議案が原案どおり承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 鳴沢隆、白井さゆりの両氏については、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務づけている独立役員であります。
- 鳴沢隆氏は、株式会社リコーの社外監査役を兼職し、同社と当社との間には、平成29年度中、当社は同社からリースにより物件を賃借している等の取引が連結子会社も含めてございますが、当該取引額は、同社の連結売上高の0.1%未満であります。また、平田機工株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間には、平成29年度中、連結子会社も含め、取引はありません。
- 白井さゆり氏における重要な兼職先と当社（連結子会社を含む）の間には、特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役太田良猛氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

新任



ふじ い たかし
藤井 隆

生年月日
昭和29年9月27日生
所有する当社の株式の数
5,800株

● 略歴、地位

平成10年4月 当社入社
平成12年6月 当社財務部長
平成14年4月 当社執行役員
平成15年6月 当社取締役
平成21年6月 当社取締役 常務執行役員
平成28年6月 当社取締役 専務執行役員（現在に至る）

● 当社との特別の利害関係

なし

監査役候補者とした理由

長年の間、財務・経理をはじめ、幅広く当社経営に携わり、経営に関する豊富な知見と経験を有しております。これらが、監査の充実につながると判断したことから候補者いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。



まつむら たつひこ
松村 龍彦

生年月日
昭和37年3月7日生

所有する当社の株式の数
0株

- 略歴、地位

平成2年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）（現在に至る）

平成15年6月 東京製鐵㈱社外監査役

平成25年4月 第一東京弁護士会副会長

平成27年6月 東京製鐵㈱社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

- 重要な兼職の状況

弁護士

東京製鐵㈱社外取締役（監査等委員）

- 当社との特別の利害関係

なし

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門領域における知識と経験を有しております。この専門性を活かした監査の充実をはかるため、補欠の候補者いたしました。なお、これらの知識と経験により、当社の慣行にとらわれない企業社会全体を踏まえた客観的な判断を下すことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えます。

- (注) 1. 松村龍彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 松村龍彦氏が監査役に就任された場合には、当社との間で、当社定款第34条の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
3. 松村龍彦氏が監査役に就任された場合には、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務づけている独立役員の届出を行う予定です。
4. 松村龍彦氏は、東京製鐵株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼職し、平成29年度中、当社は同社に工業用油の販売を行っておりますが、当該取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満であります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」で構成されていますが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、平成18年6月28日開催の第134回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額600百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成31年（2019年）3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

1	本制度の対象者となる取締役	当社取締役(社外取締役を除く。)	
2	当初信託期間	約3年間	
3	2の当初信託期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計	金150百万円
4	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法	
5	1の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり	30,000ポイント
6	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与	
7	1の取締役に對する当社株式の交付時期	原則として退任時	

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金150百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、前記のとおり執行役員についても本制度を導入した場合には、執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、5年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり30,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

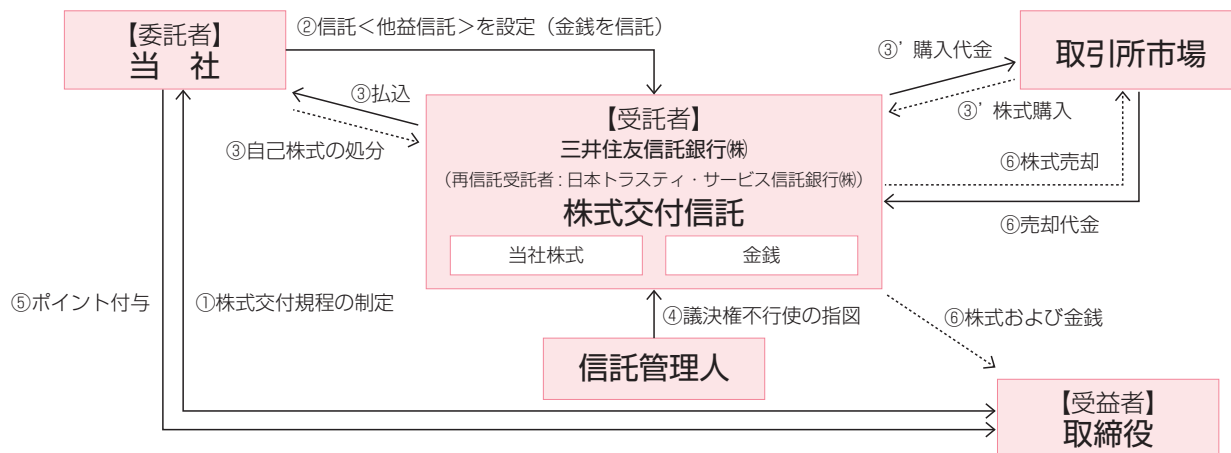
(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(ご参考：本制度の仕組みの概要)



※当社の執行役員についても本制度を導入した場合には、執行役員も本信託の受益者とすることになります。

- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受け取ります。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合には、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使期限 平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」（本総会に限り有効）をご利用になり、画面の案内に従つて議決権を行使してください。

1. ご注意事項

■議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (2) インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■パスワードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、株主様ご本人による議決権行使であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。

また、パスワードのお電話などによるご照会には、お答えできません。

- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

■議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

■パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120(652)031 (受付時間 9:00～21:00)

その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、上記のインターネットによる議決権行使のほかに、事前に申し込まれた場合には、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以上

株主総会会場ご案内

会場

ホテル イースト21東京 1階「イースト21ホール」

東京都江東区東陽六丁目3番3号

電話03-5683-5683



最寄り駅のご案内

地下鉄 ○ 東京メトロ東西線

〈ご参考〉

地下鉄 ● 都営新宿線
● 東京メトロ半蔵門線

J R 総武線

「東陽町駅」1番出口(大手町寄り)より徒歩約7分

〈ご参考〉 ⑤番乗り場より都営バスで約3分

東22系統・錦22系統/錦糸町駅前行: 豊住橋 (東京イースト21前) 下車

「住吉駅」A3出口下車、③番乗り場より都営バスで約10分

東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行: 豊住橋 (東京イースト21前) 下車

「錦糸町駅」南口下車、③番乗り場より都営バスで約15分

東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行: 豊住橋 (東京イースト21前) 下車

●東20系統バス(東京駅丸の内北口行)は豊住橋(東京イースト21前)停留所は経由いたしませんのでご注意ください。

日清オイリオグループ株式会社

〒104-8285 東京都中央区新川一丁目23番1号

電話 03-3206-5005

<http://www.nisshin-oillio.com>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

